

真鶴聖苑火葬等業務委託仕様書

- 1 業務委託名 真鶴聖苑火葬等業務委託
- 2 委託期間 2025年6月1日から2027年5月31日まで
- 3 施設概要
 - ① 所在地 神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1916番地の1
 - ② 構造、規模 鉄筋コンクリート1階（一部2階）建て
敷地面積 6,756.17 m²
建築面積 1,169.00 m²
延べ床面積 1,175.50 m²
 - ③ 主な施設
ア 炉室：3室（火葬炉3基）
イ 告別炉前ホール
ウ 収骨室
エ 収骨ホール
オ 残灰室
カ 待合室：3室
キ エントランスホール
ク ロビー
ケ 便所
コ 事務室
サ 管理人室
シ 機械室
ス 庭園
セ 光庭
ソ 駐車場（バス3台、乗用車35台）
 - ④ 火葬炉
（株）宮本工業所製、炉内台車、冷却前室付、向流燃焼、一炉一再燃焼式
使用燃料：プロパンガス
 - ⑤ 火葬等の件数（2024年度実績）964件
※上記の内、2024年9月から熱海市分286件を含む。
- 3 配置人員数 2名
※本業務の遂行に当たり、関係法令を遵守すること。
※最低賃金法、労働基準法等、関係法令等を遵守すること。
- 4 開場時間 8時30分から17時00分までとする。

※ただし、業務が終了していないときは終了するときまでとする。

5 休場日 友引の日、1月1日から1月3日

6 業務内容

① 火葬業務

(1) 各火葬の開始時間は、原則として9:00・10:30・11:30・12:30・13:30・15:00の1日あたり最大6件とする。

なお、基本的に3炉が同時に稼働することのないよう、真鶴町において予約受付時に調整するものとする。

(2) 火葬の予約は、事前に真鶴町で受け付け、その内容を電話等により真鶴聖苑に連絡し、従事者において火葬予定を把握する。

(3) 業務の主な手順

- ア 火葬炉及び付随する設備の始業確認点検
- イ 焼香用品の準備後、祭壇の設置
- ウ ピロティーにて霊柩車の誘導
- エ 火葬許可証及び真鶴聖苑使用許可書の確認、受領
- オ 霊柩車から棺台車に棺を引き受ける。
- カ 棺台車を炉前ホールに移動すると共に、遺族、会葬者を炉前ホールへ誘導
- キ 遺族、会葬者に焼香案内
- ク 棺を前室に納棺し、納棺確認後、点火
- ケ 遺族、会葬者を待合室へ誘導
- コ 自動燃焼及び手動調整、目視、バーナー角度の調節等により火葬
- サ 火葬の終了後、前室にて残灰、異物等除去
- シ 炉室から炉内台車を引出し、収骨台車に収める。
- ス 写真、位牌等を収骨室に移動
- セ 焼骨を丁寧に収骨容器に移す。
- ソ 遺族、会葬者に収骨案内
- タ 収骨後の残骨を丁寧に採取し、骨壺に納める。
- チ 骨壺を箱に収納し、火葬証明書と共に、遺族に渡す。
- ツ 遺族、会葬者の送り出し
- テ 火葬設備、炉内台車の清掃等、終業点検

② 日常清掃業務

(1) 床清掃

ア	ピロティー	(磁器タイル	120.0㎡)
イ	エントランス	(大理石本磨き	9.4㎡)
ウ	エントランスホール	(大理石本磨き、天然化粧木フローリング)	54.0㎡)
エ	告別炉前ホール	(大理石本磨き、天然化粧木フローリング)	94.1㎡)
オ	収骨室	(大理石本磨き	52.2㎡)
カ	収骨ホール	(天然化粧木フローリング)	19.5㎡)
キ	廊下(収骨ホール~ロビー間)	(天然化粧木フローリング)	21.2㎡)

- | | | | |
|---|------------|-----------------|--------|
| ク | ロビー | (天然化粧木フローリング) | 91.0㎡ |
| ケ | 待合室1、2、3 | (プリントタイルカーペット) | 222.0㎡ |
| コ | 同上湯沸室及び化粧室 | (インレイド床ビニールシート) | 10.8㎡ |
| サ | 男、女、身障者用便所 | (インレイド床ビニールシート) | 40.0㎡ |
| シ | 自販機コーナー | (天然化粧木フローリング) | 9.0㎡ |
| ス | 自販機コーナー前通路 | (天然化粧木フローリング) | 10.1㎡ |
- (2) 男、女、身障者用トイレ清掃
- (3) 備品・設備清掃
- ア 焼香台
- イ 収骨台車、棺台車
- ウ 待合室テーブル
- エ 化粧台
- オ その他施設に付随する備品設備清掃
- (4) 設備等日常点検管理業務
- ア 受変電設備
- イ ポンプ類
- ウ 送風機
- エ 冷温水設備
- オ 冷却塔
- カ 空調機
- キ 機械器具類の簡易な保守、維持管理
- ク 異常を発見した時の町への報告
- ケ その他の施設内の設備は、必要に応じて真鶴町が別に指定する。
- (5) その他(定期及び随時)
- ア 駐車場の清掃
- イ 除草、散水・剪定等簡易な植栽管理
- ウ 簡易なガラス清掃
- エ 簡易な床ワックス塗布等

7 委託業務実施報告

受託者は、委託業務の業務実績を、別紙様式1、様式2、様式3により、業務月の翌月5日(休日の際は翌日)までに真鶴町に提出するものとする。

8 経費負担

- ① 真鶴町が負担する経費は、次のとおりとする。
- (1) 業務上必要とする電力、ガス、水道及び電話料金
- (2) 業務に必要な備品及び消耗品等に係わる経費(清掃用具及び事務用品を除く。)
- (3) 設備機器類の部品代及び修繕料
- ② 受託者が負担する経費は、次のとおりとする。
- (1) 従事者の被服等に係わる経費
- (2) 業務に必要な清掃用具に係わる経費
- (3) 業務に必要な事務用消耗品等(申請書、許可書、証明書用紙を除く。)に係る経費

9 遵守事項

- ① 受託者は公の施設としての性格を十分に認識のうえ、火葬場を利用する遺族、その他会葬者（以下「利用者」という。）の葬送行為を厳粛、かつ、円滑に執り行うこと。
- ② 従事者の服装は制服、革靴等、利用者に不快感をあたえないものとする。
- ③ 慣習上、遺族等から心付け等で金銭の提供がある場合も予想されるが、受け取りは一切せず、相手に不快感を与えぬよう丁重にお断りすること。
- ④ 業務にあたっては、真鶴町と十分に連絡調整を行い、円滑に業務を遂行すること。
- ⑤ 従事者は、節電、節水等光熱水費の節約に努めること。
- ⑥ 従事者は、常に施設の衛生と美観の保持に努めること。
- ⑦ 業務中に事故、異常、問題等が発生したときは、ただちに所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過及び内容について真鶴町に報告すること。
- ⑧ 受託者は、従事者の中から現場責任者を選任し、他の従事者の名簿とともに町に提出すること。なお、これに変更ある場合も同様とする。
- ⑨ 受託者は、現に従事する者以外に当業務に適応できる交替要員を育成し、現に従事する者が何等かの理由により従事不能となった際には速やかに当交替要員を派遣すること。なお、交代要員に入る者は原則、事前に名簿を提出した者に限る。（交代要員は当聖苑での業務を行う事ができる人員とする。）
- ⑩ 受託者は、真鶴町が行う防災管理業務の一部を受託し、従事者の防火、防災意識の向上に努めるものとする。
- ⑪ 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、従事者が業務上知り得た個人情報が第三者に漏れることのないよう措置すること。
- ⑫ 受託者は施設内設備の部品交換・調整・補修などの軽微なメンテナンスを行うこと。また、設備のトラブル・故障時は復旧に向けた対応を速やかに実施し、経過や状況を真鶴町へ報告すること。
- ⑬ 火葬炉設備の保守点検の際は、原則受託者職員1名が立ち合い、保守点検終了後の試運転を行うこと。
- ⑭ 本仕様書のほか、墓地埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生労働省令第24号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他法令並びに、真鶴町真鶴聖苑条例その他条例規則を遵守すること。

この仕様書は、業務の大要を示すもので、仕様書に記載のない事項であっても真鶴町が業務上必要と認めた事項については、受託者は真鶴町の指示に従い誠実に履行するものとする。

従事者の業務執行に関し、正当な理由により真鶴町が不相当と認めたときは、受託者は速やかに当業務に対応できる交替要員を派遣するものとする。

受託者は、当委託契約期間終了後、他の受託者が当業務を受託することとなったときは、

業務の引継ぎに関し、真鶴町の指示する協力をを行うものとする。